

奈良県フットサル連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、奈良県フットサル連盟（略称：N a r a - F F）と称する。

(構成及び統括)

第2条 奈良県フットサル連盟（以下、本連盟という）は、一般財団法人日本フットサル連盟及び関西フットサル連盟に加盟し、奈良県のフットサル競技を代表する唯一の団体として一般社団法人奈良県サッカー協会統括のもと、奈良県内のフットサル競技団体や施設団体並びに活動に賛同するものを持って構成する。

(事務所など)

第3条 本連盟の事務所は、一般社団法人奈良県サッカー協会内に置く。
本連盟は、事務を処理する事務局を設け、有給の事務局員を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本連盟は、奈良県におけるフットサル競技の普及と振興を図り、その競技団体の親睦を深める事を目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (一) フットサル競技会の開催及び運営に関する事
- (二) フットサル競技の研究及び指導並びに普及に関する事
- (三) フットサルの指導者の養成に関する事
- (四) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事項に関する事

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本連盟に、次の役員を置く。

(一) 理事長	1名
(二) 副理事長	3名以内
(三) 専務理事	1名
(四) 常務理事	7名以内
(五) 理事	10名以内
(六) 監事	2名以内

尚、(一)～(四)を常任理事とする。

(役員の選出)

第7条 本連盟の役員は次により選出する。

- (一) 理事は、自薦・他薦により総会の承認を得る。
- (二) 理事長は、理事の互選において推挙し、総会の承認を得る。
- (三) 副理事長は、必要に応じ理事長が選任する。
- (四) 専務理事は、理事会において推挙し、総会の承認を得る。
- (五) 常務理事は、必要に応じ理事会において推挙し、総会の承認を得る。
- (六) 監事は、理事会が推挙し、総会の承認を得る。

(役員の職務)

第8条 役員は、次のことを職務とする

- (一) 理事長は、本連盟の代表として本連盟を統括する。
- (二) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に不測の事態が起こった場合、その職務を代理する。
- (三) 専務理事は、本連盟の事務局を統括し、本連盟の総務を処理する。
- (四) 常務理事は、本連盟の運営に必要な専門委員会を設置し専門委員を任命する。
また、自らが会を統括・総務し、その目的を達成する。
- (五) 理事は、専門委員会の運営を主導または補佐する。その他、本連盟の目的を達成するための必要な事業・運営を行なう。
- (六) 監事は、業務執行状況及び会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 本連盟の役員の任期は、監事を3年、常任理事は2年、理事は1年とする。就任期間は、任期が終了する事業年度の総会終結時までとする。再任は妨げない。補欠により選任されたものは前任者の残任期間とし、増員により選任されたものは同役員の残任期間とする。

(役員の解任)

第10条 役員は、次のいずれかに該当するときは、理事会において在籍する理事の3分の2以上の議決により解任する事が出来る。

- (一) 自身の事故等により、職務の執行に耐えられないと認めたとき
- (二) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があったとき

第4章 会 議

(会 議)

第11条 本連盟は、次の会議を行う。

- (一) 総 会
- (二) 理事会
- (三) 専門委員会

(総 会)

第 12 条 総会は、本会員で構成され、本連盟の最高決議機関であり、以下の通り運営する。
尚、出席にはリモートも含まれる。

- (一) 定例総会は、年 1 回開催する。
- (二) 定例総会は、理事長が開催の日時・場所・会議の目的を明示して、7 日前迄に招集する。
- (三) 本会員の 3 分の 2 以上のものが、会議の目的を明示して臨時総会の開催を申請した場合、理事長は速やかに開催の日時・場所・会議の目的を示し、臨時総会を招集しなければならない。
- (四) 総会は、本会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議事を可決する。

(総会事項)

第 13 条 総会は、次の事項を審議・決議する。

- (一) 役員の承認に関する事項
- (二) 新年度の事業計画（案）及び予算（案）に関する事項
- (三) 過年度の事業報告及び決算に関する事項
- (四) その他、本連盟の重要事項に関する事項

(理事会)

第 14 条 理事会は、第 6 条の役員で構成され、本連盟を主導する機関であり、以下の通り運営する。尚、出席にはリモートも含まれる。

- (一) 定例理事会は、年 4 回以上開催する。
- (二) 定例理事会は、理事長が開催の日時・場所・会議の目的を明示して、7 日前迄に招集する。
- (三) 常任理事が、会議の目的を明示して臨時理事会の開催を申請した場合、理事長は速やかに開催の日時・場所・会議の目的を示し、臨時理事会を招集しなければならない。
- (四) 理事会は、役員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議事を可決する。

(理事会事項)

第 15 条 理事会は、次のことを審議・決議する。

- (一) 総会に付議する事項の作成
- (二) 本連盟の運営に関する諸事項の審議・決議
- (三) その他、本連盟運営に関する重要な事項

(専門委員会)

第 16 条 専門委員会は、常務理事、理事、及び専門委員から構成され、本連盟の事業を遂行する上で日常的に運営する機関であり、以下の通り運営する。

- (一) 専門委員会は、必要に応じ常務理事の招集により適切に開催する。
- (二) 専門委員会は、本連盟の諸般を取り仕切るが決議機関ではなく、その決定した方針は全て理事会に報告し、審議・決議を求める。

(専門委員会事項)

第 17 条 専門委員会は、次の事項を行う。

- (一) 役員案の作成
- (二) 事業計画及び予算の立案
- (三) 事業報告及び決算の作成
- (四) 本連盟の日常運営に関する事項の協議及び運営
- (五) その他、本連盟の運営に関する重要事項の協議並びに方針の作成

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 18 条 本連盟の資産は、以下の通りとする。

- (一) 本会員及び賛助会員の会費
- (二) 事業に伴う収入
- (三) 積立による特別積立金
- (四) 資産により生じる利息
- (五) 寄付金
- (六) その他の収入

(会 計)

第 19 条 本連盟の会計は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

第 6 章 入会など

(入 会)

第 20 条 本連盟に入会するには、理事長に対し必要な手続きを行い、入会金及び年会費を納めなければならない。入会に必要な事項は別に定める。

(資格喪失)

第 21 条 本連盟の会員は、次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (一) 会員の団体が解散または継続表明を行わないとき
- (二) 会員が法を犯したとき
- (三) その他、会員としてふさわしくない行為を行い除名されたとき

(除 名)

第 22 条 会員は、次の各号に該当したときには、理事会の議を経て理事長が除名する事が出来る。

- (一) 連盟の名誉を傷つけ、または、その目的に違反する行為があったとき
- (二) 会費など決められたものを 6 ヶ月以上滞納したとき
- (三) その他、本連盟の規則に著しく違反したとき

第 7 章 補 足

(書類及び帳簿の保管)

第 23 条 本連盟は、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (一) 連盟規約及び細則、その他諸規定
- (二) 役員、委員、職員の名簿
- (三) 規約に定める会議の議事録
- (四) 収入及び支出に関する帳簿
- (五) 資産台帳
- (六) 財産目録
- (七) 各種大会記録
- (八) その他連盟活動に必要な書類及び帳簿

(規約の改廃)

第 24 条 本連盟の規約の施行・改廃は、理事会において協議され、総会において、出席者の過半数ではなく 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(情報公開の方法)

第 25 条 本連盟は、情報公開の対象に応じ、公告・公表・資料の備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

第 8 章 名誉役員

(名誉役員)

第 26 条 本連盟に、名誉役員を置くことができる。

- (一) 本連盟に、名誉理事長を置くことができる。
- (二) 本連盟に、相談役及び顧問を若干名置くことができる。
- (三) 名誉理事長、相談役及び顧問は、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- (四) 名誉理事長、相談役及び顧問は、理事長及び理事会の諮問に応じることができる。

附 則 (一) 本連盟における一般的な諸手続、並びに本連盟及び他の団体が、主催、主管、後援及び協賛する大会について、本規約及び細則に定められていない事項については、(一社)奈良県サッカー協会規約に準拠する。

(二) この規約は、平成17年9月27日より施行する。

平成18年4月15日より改正する。

平成23年4月10日より改正する。

平成25年4月14日より改正する。

令和 3年4月25日より改正する。

令和 4年4月24日より改正する。

令和 5年4月23日より改正する。

令和 7年4月20日より改正する。